

焼津市学校断熱ワークショップ CO2 削減啓発事業 支援業務委託に関するプロポーザル実施要領

1 公募型プロポーザル実施の目的

焼津市では、第3次焼津市環境基本計画において、重点プロジェクトの一つとして「環境教育の推進」に取り組んでいます。また、令和3年3月に「ゼロカーボンシティ」を表明し、脱炭素の実現に向けた取組を推進しているところであります。

そこで、本市のゼロカーボンシティに向けた環境教育の一環として、二酸化炭素排出抑制の意識醸成を図るとともに、ゼロカーボンシティを目指す機運醸成を図ることを目的に、建物の断熱化の有効性に関するセミナー(以下「意識啓発セミナー」)や小学校の1教室をモデルとして※簡易的な断熱化施工を施す市民参加型ワークショップ(以下「断熱ワークショップ」)を通して、学習機会を提供する「焼津市学校断熱ワークショップCO2削減啓発事業」を実施します。本プロポーザルでは、当事業の実施を支援する事業者を募集します。

この要領は、「焼津市学校断熱ワークショップCO2削減啓発事業」のプロポーザルに係る募集に関して、参加資格のある事業者が企画提案を行うため必要な事項を定めたものであります。

※断熱ワークショップのイメージ・・・天井裏の断熱化、外壁面の断熱化、サッシの断熱化(二重窓化等)など、簡易的かつ簡単な断熱化施工を市民参加型のワークショップ形式で行うものであります。

2 事業概要

- (1) 事業名称 焼津市学校断熱ワークショップCO2削減啓発事業支援業務(以下「委託業務」という。)
- (2) 事業内容 焼津市学校断熱ワークショップ CO2 削減啓発事業支援業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)のとおり
- (3) 提案上限額 3,410,000円(消費税及び地方税を含む。)を上限とし、提案の内容に関わらず、この額を超える提案は受け付けません。
- (4) 事業所管課 焼津市役所 市民環境部 環境課 環境政策担当
〒425-8502 静岡県焼津市本町二丁目16番32号
電話：054-626-2153 FAX：054-626-2183
E-mail アドレス：kankyo@city.yaizu.lg.jp

3 参加資格

企画提案書等を提出できる事業者は、次の応募要件を満たし、様式第1号「参加表明書」等を提出後、市から様式第3号「参加資格決定通知書」で参加資格を有するとされた事業者に限ります。

(1) 応募要件

プロポーザルに参加する者は、本要領の目的を理解し、委託業務に関する能力がある事業者で、次の要件を有していなければなりません。

ただし、参加表明書等の提出期限の日から契約締結までの間に、焼津市から指名停止の措置を受けたときは、参加資格を喪失するものとします。

ア 本業務の公告日から契約締結日までのいずれの日においても、焼津市競争入札参加資格停止措置要綱（平成24年2月7日焼津市告示第30号）第2条第1項の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。

イ 焼津市競争入札心得（役務）の第19（入札に参加する資格のないもの）のすべてに該当しない者であること。

4 提案等のスケジュール

項目	時期
(1)実施要領の掲載・公告期間	5月29日（月）～7月7日（金）
(2)質問書の受付期間	5月29日（月）～6月2日（金）
(3)質問書への回答	6月6日（火）まで
(4)参加表明書の受付期間	5月29日（月）～6月8日（木）
(5)参加資格決定通知	6月12日（月）
(6)企画提案書等の提出期間	6月12日（月）～6月22日（木）
(7)審査結果通知	6月29日（木）まで
(8)契約締結	7月4日（火）まで

※都合によりスケジュールが変更となる場合があります。変更となる場合は、参加事業者に連絡します。

5 実施要領の閲覧期間及び閲覧方法

(1) 閲覧期間：令和5年5月29日（月）～7月7日（金）

※市役所閉庁日を除く午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時を除く。

(2) 閲覧方法：焼津市ホームページよりダウンロードすることもできます。

6 質問書の提出期限、提出場所及び方法

(1) 提出期限：令和5年6月2日（金） 午後5時（必着）

(2) 提出書類：様式第5号「質問書」

(3) 提出先：2-(4)のE-mailアドレス

(4) 提出方法：電子メール

7 質問への回答

令和5年6月6日（火）までに、焼津市ホームページへの公表により回答します。

8 参加表明にあたっての留意事項

(1) 実施要領の承諾

参加表明書の提出をもって、本要領の記載内容を承諾したものとみなします。

(2) 費用の負担

参加表明書等の提出に関する費用は、事業者の負担とします。

(3) 使用言語等

提案に関して使用する言語は日本語とします。

(4) 提出書類の取り扱い

提出された書類については変更できないものとし、参加資格決定通知書の内容にかかわらず返

却いたしません。

(5) 提供資料の取り扱い

市から得た資料・情報等は取扱いに注意するとともに、無断で提案に係る検討以外の目的で使用することを禁止します。

(6) 情報公開

提出された書類は、焼津市情報公開条例に基づき、情報公開の対象となります。

(7) 追加資料の提出

提出書類について、提出後の追加及び変更は認めません。ただし、市が参加資格の審査に必要と判断した場合は、追加の書類の提出を求める場合があります。

9 参加表明書等の提出期限、提出場所及び方法

(1) 提出期限：令和5年6月8日（木） 午後5時（必着）

(2) 提出場所：2－（4）に同じ

(3) 提出方法：持参又は郵送（郵送の場合は提出期限必着を条件とする。）

(4) 提出書類：次に掲げる書類を提出してください。

ア 様式第1号「参加表明書」

イ 様式第2号「会社概要」及び会社パンフレット（パンフレットがない場合は事業概要がわかるもの）

ウ 同種業務実績（任意様式）

エ 業務の実施体制（任意様式）

オ 法人・商業登記現在事項全部証明書（写し可。発行日より3か月以内のもの。）

カ 財務諸表（写し可。貸借対照表、損益計算書及び株主（社員）資本等変動計算書いずれも終了した直近の事業年度のもの。）

キ 納税証明書（写し可。法人税、消費税及び地方税について未納がないことを証明するもの。税務署様式その3又はその3の3）

ク 印鑑証明書（代表者印の印鑑証明書 発行日より3か月以内のもの）

ケ 共同企業体の設置に関する協定書（共同企業体のみ。）

※なお、焼津市競争入札参加資格者の資格に関する要綱に基づき、有資格者名簿に登録をしている者については、上記エ～キを省略することができる。

10 参加資格決定通知書

(1) 市は、参加表明書等を提出した事業者に対し、その内容を審査し、令和5年6月12日（月）までに様式第3号「参加資格決定通知書」を電子メールにより通知します。

(2) 参加資格が無いと認められた事業者は、その理由について、通知を受けた日の翌日から起算して5日（祝日等を除く）以内に、書面により説明を求められます。市は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により回答します。なお、期限後の質問は受け付けません。

(3) 応募者数が5社を超えた場合は、1次審査を実施します。1次審査は、参加表明書に添付した提出書類により、上位5社を選考します。なお、応募者が5社以下の場合でも、提出書類に不備等があった場合には失格とします。

11 参加表明後の辞退

参加表明書提出後に参加を取りやめる場合は、「焼津市学校断熱ワークショップCO2削減啓発事業支援業務委託プロポーザル参加辞退届」（様式第6号）を令和5年6月20日（火）午後5時（必着）までに、焼津市役所市民環境部環境課へ提出してください。参加辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益な扱いはありません。

【これ以降は、参加資格を有する提案者の手続きです。】

12 企画提案にあたっての留意事項

(1) 提案費用の負担

提案に関する費用は、提案者の負担とします。

(2) 使用言語及び単位

提案に関して使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とします。

(3) 提出書類の取り扱い

提出された書類については変更できないものとし、採用、不採用にかかわらず返却いたしません。

(4) 提供資料の取り扱い

市から得た資料・情報等は取扱いに注意するとともに、無断で提案に係る検討以外の目的で使用することを禁止します。

(5) 情報公開

提出された書類は、焼津市情報公開条例に基づき、情報公開の対象となります。

(6) 追加資料の提出

提出書類について、提出後の追加及び変更は認めません。ただし、市が審査に必要と判断した場合は、追加の書類の提出を求める場合があります。

(7) その他

ア 本要領等に定めるもののほか、提案にあたって必要な事項が生じた場合には、提案者に通知します。

イ 企画提案書に記載された内容は、特に明記が無い場合は、受注後に追加費用を伴わず実施する意向があるものとします。

13 企画提案書等の提出期限、提出場所及び方法

(1) 提出期限：令和5年6月22日（木）午後5時（必着）

(2) 提出場所：2－（4）に同じ

(3) 提出方法：持参又は郵送（郵送の場合は提出期限必着を条件とする。）

14 書類等の提出について

	提出書類	説明
①	企画提案書かがみ	様式第4号を使用すること。
②	企画提案書	「15 企画提案書」の要領に従い作成すること。
③	見積書及び明細書	見積額及びその算出根拠となる明細書の様式は提案業者独自のもので構わないが、項目区分は遵守すること。

(1) 表紙に①様式第4号「企画提案書」を使い、②～③と一緒に紙製ファイルに綴じること

(2) 代表者印を押印した正本を1部、正本を複写した副本を6部提出すること

15 企画提案書

企画提案書は以下の構成とし、A4（縦及び横）20 ページ以内（表紙を含む）でまとめること。

（資料やイメージ図など、見やすくするために A3 判を使用する場合は、A4 判の大きさを三つ折りにすること。）

章	項目	記載内容等	評価点
事前審査	参加表明書内容	参加表明書による会社概要、業務の実施体制等	10
第1章	提案内容の概要	① 提案内容の概要及び特徴 ② 業務全体のスケジュール	10
第2章	意識啓発セミナー企画	① 意識啓発セミナーの内容の提案 ② 適切な専門家・講師の提案	20
第3章	断熱ワークショップ企画	① 断熱ワークショップの内容及び実施方法の提案 ② 想定する実施範囲と作業スケジュールの提案	25
第4章	提案事業実施後の取組提案	① 提案事業実施後の効果検証手法等の提案 ② 提案事業実施後の啓発手法の提案	10
第5章	その他	本事業の効果を上げる提案など その他、必要な内容について、本年度実施できるもの	10
第6章	見積価格	① 本事業に係る見積価格を項目ごとに記載 ② 本年度以降の運営方法及びコストの提案	15

16 プロポーザル参加に際しての注意事項

(1) 失格又は無効

次のいずれかの事項に該当する場合は失格又は無効となることがあります。

ア 本要領に定める手続き以外の手法により、関係者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。

イ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

ウ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

エ 企画提案書等に虚偽の記載を行うこと。

オ 評価会議終了後に、参加資格を満たしていない事実が発覚した場合。

カ ヒアリング時に担当者が欠席した場合。

キ その評価結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(2) 著作権・特許権等

企画提案書等の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提案者が負うものとします。

(3) 複数提案の禁止

提案者は、複数の企画提案書等の提出はできません。

(4) 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めません。

(5) その他

ア プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、企画提案書等の提出がなされない場合は、辞退したものとします。

イ プロポーザル参加者は、企画提案書等の提出をもって、公募要領等の記載内容に同意したものとします。

17 見積書作成に当たっての注意事項

(1) 見積金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込額とします。

(2) 通貨単位は円とします。

(3) 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額を見積書に記載してください。

18 優先交渉権者の選定

本業務の受注者選考にあたっては、焼津市職員で組織する選定委員会が、下記の事項について、提出された企画提案書等の書類を公平かつ客観的に評価し、提案価格と併せ、優先交渉権者を選定します。

複数の提案者において評価点と提案価格が同じであった場合には、くじにて優先交渉権者を決定します。くじについての辞退はできないものとします。

(1) 選定委員会

ア 書類審査によって行います。

イ 評価項目及び評価内容については、上記 15 企画提案書の評価点に沿って、公平かつ客観的に評価します。

(2) 本業務の業者は、以下の内容を総合的に評価し、決定します。

ア 企画提案書の内容

イ 業務委託に係る経費

(3) 選定結果については、次のとおり通知します。

ア 選定業者には、優先交渉権者に選定された旨の通知書を送付します。

イ それ以外の業者には、不採用の通知を送付します。

19 契約に関する条件

(1) 契約の交渉と契約

優先交渉権者と契約交渉を行った上、合意が得られた時点で随意契約による契約を行います。
ただし、この交渉が不調に終わった時は、次の順位の提案者と同様の交渉を行うこととし、以下同様とします。

(2) 費用の支払

原則として、令和5年9月以降、仕様書に記載のすべての業務が完了したことを確認後に支払事務を行います。

20 その他

(1) 個人情報の保護

本事業の受託者は、事業の実施に際し、個人情報の処理等を行う場合には、焼津市個人情報取扱特記事項に基づき、個人情報の漏えい、滅失及びき損に対する防止措置を行うこと。

(2) 秘密保持

本事業の受託者は、本事業において知り得た情報（周知の情報を除く。）を本事業の目的以外に使用し、又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならない。

(3) 再委託の禁止

ア 本業務の受託者は、本業務の全部又は主要部分を第三者に委託することはできません。

イ 本業務の一部を委託しようとする場合は、委託する業務、委託先等を記載した書類を本市に提出し、本市の承認を得なければなりません。

(4) 瑕疵担保責任

本業務の完了検査後1年以内に本仕様書との不一致及び不備が発見された場合は、無償で是正措置を行うこととします。

(5) 費用弁償

本仕様書にて要求する資料等の作成等に要する全ての費用は、提出者の負担とします。

(6) 問合せ先

この件に関する問い合わせは、全て電子メールにて行います。

送信メールアドレス：焼津市市民環境部環境課

kankyo@city.yaizu.lg.jp

担当者：穂山（あきやま）